

第17号の2様式（第54条の2関係）

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2024年7月29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町6-1-55	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社近鉄・都ホテルズ 代表取締役社長 大矢 茂伸

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数				
	エアコンディショナー	180 台	6 台	0 台	578 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	388 台	4 台	6 台	385 台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	1457.1	キログラム	1179.93	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.91	キログラム	5.71	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	冷媒漏えい点検・整備記録簿を作成し、簡易点検の実施と整備等についての記録を行っている。							
	廃 棄 時	廃棄後、回収書類の保管及び点検記録簿の記入を行っている。							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	冷媒漏えい点検、整備記録簿を作成し、専門業者による定期的な点検を行っている。							
	廃 棄 時	回収業者から証明書を回付されたことを確認し、適切に処理されたことを書類で確認している。							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	環境に配慮した機器の更新を計画的に検討していく予定である。								
特記事項	当ホテルの京都府内の事業所であるウェスティン都ホテル京都、都ホテル京都八条および都シティ近鉄京都駅の数値を合算したものである。								

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。